

東京地方裁判所民事第6部合議B係裁判長 殿

立候補の自由を侵害する世界一高い選挙供託金制度の違憲判決を求める署名

供託金制度は憲法違反

現在、我が国では、国政選挙に立候補する場合、選挙区で300万円、比例区で600万円という多額の供託金の納付をしなければなりません。しかも一定の得票数に達しなければ供託金は没収されます。このような供託金制度は、国民に立候補の自由を保障した憲法15条や、国会議員の資格について「財産又は収入によって差別してはならない」と定めた憲法44条ただし書きに違反するものです。

世界一高い供託金！

諸外国の事例では、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、ロシアなどでは供託金制度がありません。しかもそれらの国では、泡沫候補や売名候補の濫立による混乱はありません。また、供託金が存在する国であっても、イギリスやカナダでは10万円程度です。供託金制度の目的は泡沫候補や売名候補の排除とされていますが、それを判断するのは有権者の権利です。また、一定数の署名を立候補の条件とする方法を探るスイスなどの国もあります。

低所得者の立候補の自由を制約する

現在、日本の勤労者の年収300万円以下は52%、働く女性の年収300万円以下は74%（総務省統計局・2015年度労働力調査）。金融資産ゼロ世帯が2人以上世帯で30.9%、単身世帯で48.1%、金融資産額300万円以下は77%にも上ります（金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」2016年）。供託金300万円、600万円は、これら半数にもおよぶ低所得者の立候補の自由を制約するものに他なりません。

以上の趣旨から、立候補の自由を侵害する世界一高い選挙供託金制度の違憲判決を求めます。

お名前	ご住所

呼びかけ団体 供託金違憲訴訟を支援する会

■連絡先・署名送り先 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所内

電話 048-862-0342 選挙供託金違憲訴訟弁護団 事務局長 弁護士 鴨田譲

■取り扱い団体 【】